

令和元年度意見第4号

令和元年9月10日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和元年8月27日付で、国土交通省が登録した宅地建物取引業者113者よりそれぞれ提出された新技術等実証に関する計画に対する内閣総理大臣の見解（令和元年9月6日消取引第418号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

内閣総理大臣から提出された見解は、法第11条第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）